

赤潮被害対策

九州・山口の魚類養殖業は、我が国周辺海域の水産資源が減少する中で全国の魚類養殖生産量の約5割を占めるなど、食料供給基地として重要な役割を担っている。

しかし、平成22年6月下旬、八代海、有明海及び橘湾等で発生した赤潮は、8月中旬までの長期間に及ぶなど、昨年に引き続き、養殖ブリ等に甚大な被害をもたらしており、近年の魚価下落や燃料・飼料高騰の中、今や地域の養殖漁業経営は危機的状況に直面している（関係県の被害額 平成21年度：33億円、平成22年度：54億円）。

関係県においては、昨年の赤潮被害の教訓を踏まえ、連携を強化して赤潮の監視態勢を整えるとともに、生簀の早期避難や粘土・塩の散布など、被害の回避に万全を尽くしたにもかかわらず、昨年を上回る赤潮被害となった。

赤潮は窒素・リンなどの栄養塩類や水温・塩分・日照、さらには競合するプランクトンの有無等の要因が複雑に絡み合って発生すると言われていたが、その発生メカニズムは未だ解明されておらず、また、発生防止対策も確立されていないことから、九州・山口各県の魚類養殖業者は大きなリスクを背負いながら事業を営んでいる。

毎年のように発生する赤潮被害の防止は緊急の課題であるが、養殖漁業者の自助努力により解決できる範囲を既に超えており、また、関係自治体でも養殖漁業の再生に向けて借入資金に対する利子補給やへい死魚の埋設処理への財政支援など可能な限りの対策を講じているところである。

については、養殖漁業の早期再生や安定的な養殖経営環境の確立に向け、次に掲げる事項を特に留意の上、政府としてもう一段の踏み込んだ対策を講じるよう求める。

1 養殖漁業者の経営再建

赤潮は発生メカニズムが未解明であることや、その被害が広範にわたることなどから一種の災害であり、「海の口蹄疫」ともいえる。口蹄疫に対しては特別措置法により総合的な対策が早期に講じられたところであるが、赤潮により経営危機に直面している養殖漁業者に対しても、漁業損失への補填や養殖共済・漁業緊急保証対策の充実など、必要な法整備を含めた、強力な総合的支援の枠組みを早期に構築し、実行すること。

2 赤潮被害の防止対策

今後の赤潮被害の発生防止や被害回避対策の基礎となる赤潮発生メカニズムを早期に解明するとともに、発生予察や発生防止・防除技術等の開発・実用化を急ぐこと。

赤潮被害を回避するため、未発生海域への緊急避難や被害軽減のための施設整備等に対する財政支援制度を充実すること。

3 特別交付税の重点配分

赤潮被害については関係自治体でも可能な限りの対策を講じているところであるが、その経費は多額にのぼることから、今後の財政運営に支障を生じることがないように、特別措置法等による財政支援制度が確立するまでの間、対策経費に見合う特別交付税の配分について特段の配慮を行うこと。

平成22年10月

九州地方知事会長
大分県知事 広瀬 勝貞